

板橋区心身障がい者（児）宿泊訓練事業補助金交付要綱

（平成4年10月1日区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、地域の福祉団体が在宅の心身障がい者（児）の自立生活援助のために行う宿泊訓練事業（以下「事業」という。）に対し、その経費の一部を補助することにより、心身障がい者（児）の福祉の向上を図ることを目的とする。

（対象団体）

第2条 この補助の対象となる団体は、板橋区内に本拠を有し、区民を対象に社会福祉活動を実施している団体とする。ただし、営利を目的とする団体を除く。

（対象事業）

第3条 事業の内容は、心身障がい者（児）が地域の中で自立した生活を送るために必要な基礎知識を体験させるための宿泊訓練を行うものでなければならない。

（補助の要件）

第4条 前条の事業で、次の各号に掲げる条件を備えたものとする。

- （1）事業について、継続して1年以上の活動実績を有し、今後もその活動を継続する見込みであること。
- （2）宿泊訓練を無料又は低廉な料金で提供していること。
- （3）この事業の利用人員は、6名以上とし、年間延べ利用人員は50名以上とする。

（補助の基準及び交付額）

第5条 補助の対象経費は、宿泊訓練施設の借上げ経費のうち家賃、管理費及び駐車場使用料とする。

2 補助金の交付額は、予算の範囲内において前項の経費に1/2を乗じた額とする。ただし、年額120万円を限度とする。

（申請の手続）

第6条 福祉団体は、この補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）により、区長に申請しなければならない。

（交付決定の通知）

第7条 区長は、前条の規定に基づき申請のあったときは補助金の交付の可否を審査し、交付することに決定したときは、交付決定通知書（別記第2号様式）により、福祉団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 福祉団体は、交付の決定を受けたときは、請求書（別記第3号様式）により速やかに補助金を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 区長は、福祉団体から交付の請求があったときは速やかに支払うものとする。

(決定の取消)

第10条 区長は、次に掲げる各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を、他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(実施状況報告)

第11条 区長は、事業の実施状況又は経理状況等について、必要に応じて報告を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

(実績報告)

第12条 福祉団体は、補助事業が終了したとき又は補助金の交付の決定に係わる会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書(別記第4号様式)を、区長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第13条 区長は、福祉団体から実績報告書を受けたときは、内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(別記第5号様式)により通知する。

(補則)

第14条 この要綱に定めのない事項は、板橋区補助金等交付規則(昭和42年区規則第3号)に定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地
団体名
代表者名
(電話 -)

年度 板橋区心身障がい者(児)
宿泊訓練事業補助金の交付について(申請)

このことについて、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請
します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 会則及び役員名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 補助金対象経費の内訳書

(第2号様式)

第 号

所在地
団体名
代表者名

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区心身障がい者
(児)宿泊訓練事業補助金を、下記のとおり交付する。

年 月 日

板橋区長 坂 本 健

記

- 1 交付額 金 円
- 2 補助対象経費
- 3 交付条件
 - (1)この補助金は、交付申請書記載の事業以外に使用しないこと。
 - (2)年度終了後、20日以内に実績報告書を提出すること。
 - (3)板橋区心身障害者(児)宿泊訓練事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (4)上記(1)から(3)までのいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 4 申請の取り下げ
この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。

(第3号様式)

請 求 書

	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額								

ただし、年度板橋区心身障がい者(児)宿泊訓練事業補助金(月分)として上記金額を請求いたします。

年 月 日

所在地
団体名
代表者名
(電話 -)

(宛先)板 橋 区 長

(第4号様式)

年 月 日

(宛先)板 橋 区 長

所在地
団体名
代表者名
(電話 -)

年度板橋区心身障がい者(児)宿泊訓練事業補助金の事業実績報告

年 月 日付け で交付決定を受けた 年度板橋区心身障がい者(児)宿泊訓練事業補助金に係る事業実績について、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金清算書
- 2 事業実績
- 3 事業に係る収支決算書

(第5号様式)

第 号

所在地
団体名
代表者名

補助金確定通知書

年 月 日付け で交付決定した、 年度板橋
区心身障がい者(児)宿泊訓練事業補助金について下記のとおり確定する。

年 月 日

板橋区長 坂 本 健

記

- | | |
|-------|---|
| 1 確定額 | 円 |
| 2 返還額 | 円 |

なお、返還金がある場合には、この通知を受け取った日から30日以内に返還するものとする。

注：これは、先に提出された 年度補助金に係る事業実績報告書について補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められたので通知するものである。